明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件（金融庁七四）　二
○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件（同七五～七八）
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件（総務三三五）
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（同三三六）
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき同条第一号に掲げる処分について告示する件の一部を改正する件（同三三七）
○除籍が滅失した件（法務三三三）
○除籍の一部が滅失した件（同三三四、三三五）
○日本国に帰化を許可する件（同三三六）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同三三七）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三三八～三四〇）　四
○選定保存技術の保持者の認定及び選定が解除された件（文部科学一一六）
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一二三八、一二三九）
○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通七二〇）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同七二一、七二二）
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同七二三）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁一三三～一三七）
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境五二）　八
○道路に関する件（東北地方整備局一二七）
○道路に関する件（関東地方整備局三〇六～三〇九）　九
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同三一〇）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（中部地方整備局一一一）　九
○斐伊川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（中国地方整備局一二四）　九

〔国会事項〕

内閣　財務省　大阪府　静岡市　大阪市　一〇

〔人事異動〕

官庁事項　九

〔叙位・叙勲〕

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　二

〔官庁報告〕

諸事項　三

〔公告〕

官庁
財団、金融商品取引業者に対する行政処分関係　三

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三三

会社その他